

米兵による強制わいせつ致傷事件に関する意見書

去る 8 月 18 日未明、那覇市の住宅街で発生した強制わいせつ致傷事件において那覇署に逮捕され、当初、「倒れていた女性を介抱していただけ」と容疑を否認していた在沖米海兵隊キャンプ・バトラー所属の伍長が、今月初旬には一転容疑を認める供述をしているとの報道がなされた。

強制わいせつは、人権を蹂躪する極めて悪質な犯罪であり、人通りのない早朝に歩いていた女性を背後から襲い引き倒すという蛮行に、市民、県民は恐怖を覚えるとともに激しい憤りを感じている。

沖縄は、戦後 67 年が経過した今日においても米軍人・軍属等による事件・事故が続発し、米軍構成員等による犯罪件数は、本土復帰後だけでも 5,747 件に上ると言われ、1995 年の少女暴行事件に抗議する県民大会以降、怒りは頂点に達している。

この間、米軍の事件・事故に対する綱紀肅正などの取り組みの実効性は全く見えておらず、米軍は、今回の事件により市民及び県民が一層恐怖にさらされている現実を受け止め、明確な謝罪とともに抜本的な方策を講じ実効性のある犯罪防止策を示すべきである。

よって、沖縄市議会は市民の生命、財産、人権を守る立場から、米兵による強制わいせつ致傷事件に関し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 被害者への謝罪及び完全な補償をすること。
2. 米軍人・軍属等の教育を徹底し、綱紀の肅正を図るとともに、事件の再発防止の抜本的な解決策を公表すること。
3. 被疑者の所属する組織の管理体制と責任の所在を明らかにすること。
4. 日米両政府は理不尽な日米地位協定を見直し、抜本的に改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 27 日

沖 縄 市 議 会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長